

原子力規制委員会宛て

川内原子力発電所に関する要請書（案）

令和5年 月 日
鹿児島県

川内原子力発電所に関する要請

鹿児島県（以下「当県」という。）は、原発の立地県として、原子力発電所については、安全性の確保が最優先であると考えております。

このため、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原子力発電所に係る安全対策・防災対策の充実・強化に取り組んでおります。

令和3年10月、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）は、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可申請に必要な特別点検の実施を発表したことから、同月、当県は九州電力に対し、特別点検等の入念かつ十分な実施や県民に対する情報提供などについて要請しました。

令和4年10月、九州電力は、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可を貴委員会に申請しました。

当県では、それに先立つ令和3年12月、九州電力による運転期間延長認可申請を見据えて、当県から「鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会」（以下「専門委員会」という。）に対し、材料工学や建築構造・材料学など必要な専門分野の学識経験者を同委員会に新たに加えた上で、運転期間延長に関する科学的・技術的な検証を依頼しました。

この依頼を受けて、専門委員会は「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、分科会においては、令和4年1月から令和5年4月にかけて12回の会合を行い、九州電力が実施した川内原子力発電所の施設や設備等の運転延長に係る試験、点検、評価の方法や結果を確認し、それぞれの専門的な見地から検証が行われました。

その検証結果については、令和5年4月26日に専門委員会に対して報告がなされたところです。

また、専門委員会としても、川内原発の運転期間延長に必要となる組織の運用体制や担当者の教育体制等について、令和4年7月から令和5年5月にかけて5回の会合で検証を行いました。

分科会の検証結果も踏まえた専門委員会の検証結果が取りまとめられ、令和5年5月26日に当県に対して報告がなされました。

その報告書においては、川内原子力発電所の運転期間延長に関して行った特別点検結果、劣化状況評価及び施設管理方針の策定がそれぞれ適正になされていることを確認するとともに、九州電力の組織の運用体制や担当者の教育体制について、安全性の確保のために必要な措置が取られていることを確認したとされました。

一方で、それぞれの項目において、今後の安全性の更なる向上に資する留意すべき事項が認められ、それらの具体的な内容は、当県から貴委員会及び九州電力に要請すべき事項として、意見書に取りまとめられ、提出されました。

当県としては、この報告書及び意見書を踏まえ、貴委員会及び九州電力に厳正な対応を要請することとしたところです。

つきましては、貴委員会におかれでは、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可申請について厳格な審査を行っていただくとともに、同発電所の更なる安全性向上のために、貴委員会において取り組むべきと考える次の事項について、対応していただくよう要請します。

令和5年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 非破壊検査について、新しい手法の開発や研究に積極的に取り組むこと。
- 2 監視試験片の再装荷に係る検討や小型試験片に係る知見の拡充に取り組むこと。
- 3 照射後試験片の取扱い可能なR I施設の拡充の検討や高照射量データ取得を目的とした材料研究の推進や体制の整備に取り組むこと。
- 4 照射誘起型応力腐食割れに起因する新たな損傷事例や新知見を注視すること。
- 5 熱時効について、溶接熱影響部及び溶接後熱処理の影響評価は重要であり、今後詳細な検討に必要な知見の習得に努めること。
- 6 コンクリートの各劣化事象に関しては、新しい知見、海外事例などに基づき、評価方法の高度化に努めること。
- 7 設計の経年劣化対策の拡充には、国内の規制基準適合プラント間で設計比較するとした原子力エネルギー協議会（ATENA）のガイドにとどまらない検討が必要と考えられることから、海外で既に導入されている最新プラント等も含めた比較により、更なる安全対策の高度化を継続的に目指すこと。
- 8 高経年化や運転期間延長に関わる機器や材料の劣化プロセスの評価において、解析手法やデータはその基礎となるため、国のプロジェクト等を更に充実させて、新しい知見の取得を進めること。
- 9 高経年化技術に関する研究に取り組む若手人材の育成・教育を支援し、計画的に専門家の確保・育成に努めること。